

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-91号
2	公募日	令和8年7月6日
3	契約担当者	能代市長 鍋谷 暁
4	件名	能代市騒音・振動調査業務委託
5	業務場所	能代市二ツ井町字下野家後地内 二ツ井公民館裏駐車場ほか
6	履行期限	令和8年12月25日
7	当該業務の主管課	環境産業部 環境衛生課 電話番号 0185-89-2174 ファクシミリ番号 0185-89-1769
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	騒音・振動調査 6箇所及び面的評価システムデータ入力等 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で掲載されている者であること (2) 秋田県内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 国、秋田県及び本市の指名停止期間中でないこと (4) 計量法第107条の規定により計量証明事業所として登録を受けている者(事業の区分:音圧レベルに係る計量証明の事業)であること (5) 「自動車騒音常時監視」及び「面的評価支援システムへのデータ入力」に係る業務について履行実績があること (6) 最新の「面的評価支援システム」のプログラムと「GISエンジン」を用意できること
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする
12	入札予定日	令和8年7月17日 (金) 午後1時50分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 参加申込書に次の書類(写し可)を添付すること。 ア 10(4)の登録を受けていることを証する書類 イ 10(5)の実績を証する書類(契約書等の写し)

入札スケジュール

件名：能代市騒音・振動調査業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年7月6日（月）正午から 令和8年7月8日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年7月6日（月）正午から 令和8年7月8日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年7月6日（月）正午から 令和8年7月10日（金）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年7月10日（金）午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年7月14日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年7月17日（金）午後1時50分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 鍋谷 暁 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿記載番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第2-91号		
物品(業務)名	能代市騒音・振動調査業務委託		
本入札に関する 連絡先	担当者名		
	電話番号		FAX番号

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市長 鍋谷 暁 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	能代市騒音・振動調査業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

設 計 書

令和8年度

能代市騒音・振動調査業務委託

設計額

円

履行期限 令和8年12月25日

仕

指定地域の騒音調査
自動車騒音常時監視（内1地点で振動調査を同時測定）
面的評価システムデータ入力等

1箇所

5箇所

様

課長

課長

補佐

係長

調査

設計

検算

(甲)

能代市

第 1 号内訳書 環境振動測定調査					
種 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1-1直接人件費					
(内訳)					
1. 計画準備					
測量技師		人			
2. 現地踏査					
測量技師補		人			
3. 現地測定(騒音 振動・交通量調査)					
測量技師補		人			
4. データ整理・ 報告書作成					
技師B		人			
技師C		人			
5. 打合せ協議					
技師C		人			
1-2. 直接経費					
(内訳)					
1. 測定機器損料		回			
2. 車両損料		回			
小 計					

第2号内訳書 面的評価システムデータ入力等					
種 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
2-1直接人件費					
(内訳)					
1. 打合せ協議					
測量技師		人			
2. 面的評価システム データ等入力					
測量技師補		人			
3. 建物属性等 現地調査					
普通作業員		人			
4. 面的評価システム 評価					
技師B		人			
技師C		人			
2-2. 直接経費					
(内訳)					
建物属性調査 車両費	1	式			
機器損料					
GISエンジン		回			
パソコン		回			
小 計					

令和8年度 能代市騒音・振動調査業務委託仕様書

I 目的

この業務は、能代市騒音・振動調査実施計画に基づき、環境基本法第16条に定める指定地域の騒音、騒音規制法第18条に定める自動車騒音常時監視における騒音、振動規制法第3条に定める指定地域の振動が、それぞれの基準を達成していることを確認するために調査を実施する。

特に自動車騒音常時監視については、基準の達成状況を常時監視するため、騒音測定調査及び面的評価支援システムへのデータ入力を実施するものである。

II 委託業務の内容

1 騒音・振動測定調査

(1) 調査場所

i) 指定地域の騒音調査

秋田県能代市二ツ井町字下野家後地内 二ツ井公民館裏駐車場

ii) 自動車騒音常時監視

一連番号	測定場所（予定）	評価区間		路線番号	R3 センサ 番号	区間 延長 (km)
		起 点	終 点			
		1	二ツ井町上山崎			
2	二ツ井町小繫神明社下	二ツ井町小繫字恋の沢	二ツ井町麻生字家後	県 3	40060	3.0
3	二ツ井町荷上場館の下山根	二ツ井町荷上場字グミノ木	二ツ井町荷上場字沼尻	県 317	61790	3.2
4	二ツ井町上台	二ツ井町荷上場字沼尻	二ツ井町切石字鳥坂	県 317	61800	5.4
5	二ツ井町小繫中島	二ツ井町小繫字中島	二ツ井町荷上場字沼尻	県 322	61850	1.3

注) 測定場所は、現地の状況等により評価区間内において移動する場合がある。

iii) 指定地域の振動調査

能代市二ツ井町上台 1-1（自動車騒音常時監視調査地点4と同じ）

(2) 調査の内容

自動車騒音常時監視については、次の各項目について、測定又は観測を実施することとする。

- ① 測定地点の基準時間帯毎の等価騒音レベル ($L_{Aeq, T}$) 及び時間率騒音レベル ($L_{AN, T}$)
- ② 交通条件 (路線方向と車種別の交通量及び平均走行速度)
- ③ 背後地の等価騒音レベル ($L_{Aeq, T}$)

(3) 騒音・振動測定調査の期間

契約締結日から令和8年12月25日までとする。ただし、測定場所周辺において工事が行われるなどの事情により、これ以外の期間とする場合は発注者と協議すること。

(4) 調査の実施方法

i) 指定地域の騒音

- ① 調査の方法は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編」(平成27年環境省)によるものとする。測定は、原則としてJIS Z8731によること。
- ② 昼間及び夜間の各基準時間帯の等価騒音レベル ($L_{Aeq, T}$) は、1観測時間を1時間として、10分間隔で24時間連続測定することにより求めることとする。なお、等価騒音レベル ($L_{Aeq, T}$) を求める際には環境基準の対象外となる騒音は除外すること。
- ③ 騒音の測定は、特定騒音が大きい場合や強風、雨天の日は避けること。

ii) 自動車騒音常時監視

- ① 調査の方法は、「自動車騒音常時監視マニュアル」(平成27年10月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課)によるものとする。測定は、原則としてJIS Z8731によること。
- ② 昼間及び夜間の各基準時間帯の等価騒音レベル ($L_{Aeq, T}$) は、1観測時間を1時間として、10分間隔で24時間連続測定することにより求めることとする。なお、等価騒音レベル ($L_{Aeq, T}$) を求める際には環境基準の対象外となる騒音は除外すること。
- ③ 騒音の測定は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く交通量が平均的となる平日とし、特定騒音が大きい場合や強風、雨天の日は避けること。
- ④ 交通条件は、方向別と車種別の交通量及び平均走行速度について、昼間と夜間の基準時間帯において2観測時間実施することとし、車種区分は、大型車 (I、II)、小型車、二輪車とすること。
- ⑤ 背後地の騒音測定を行うこととし、1地点につき昼間 (原則として渋滞時以外) と夜間 (原則として深夜) でそれぞれ2観測時間以上、道路近傍騒音の測定と同時に行うこと。
- ⑥ 道路近傍騒音及び背後地騒音の測定場所については、事前に発注者と打合せを行うこと。

iii) 指定地域の振動

- ① 調査の方法は「振動レベル測定方法に定める方法 (JIS Z 8735)」によること。

(5) その他

- ① 自動車交通騒音等の測定結果が、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定区域内における自動車騒音の限度（要請限度）等、基準を超える、又は超えるおそれがある場合は、速やかに発注者に連絡し指示を仰ぐこと。
- ② 各種測定の測定結果が得られ次第、速やかに中間報告を行うこと。

2 面的評価支援システムへのデータ入力

面的評価支援システムは、環境省ホームページ上の「自動車交通騒音常時監視支援サイト」からダウンロードした最新のプログラムを用いて入力すること。

また、GISエンジンは受注者が用意し、電子住宅地図データは発注者から貸与されたものを用いるものとする。

(1) データ入力の方法

環境省ホームページ上の「自動車交通騒音常時監視支援サイト」に掲載されている面的評価支援システムの各種操作マニュアルによる。

(2) 入力データ及び各種評価条件の設定

評価区間毎にデータ入力を行うこととする。また、入力するデータ及び各種評価条件の設定については、次の①～④によるほか、本仕様書に記載のない事項については発注者の指示に従うこと。

① 初期設定、道路設定

- ・ 道路交通センサデータは、環境省ホームページ上の「自動車騒音常時監視事務支援サイト」に掲載されているデータを活用すること。

② 沿道設定

- ・ 都市計画用途指定地域の入力にあたっては、最新の都市計画図によること。
- ・ 建物の情報入力にあたっては、事前に建物用途及び構造等について、現地で確認すること。
なお、現地確認の際にはシステムから出力されるチェック表を活用すること。

③ 騒音設定、騒音推計前

- ・ 1で調査した自動車交通騒音測定結果等を入力すること。
- ・ 残留騒音レベルは背後地騒音測定結果の L_{A95} を用いることとする。

④ 騒音推計

- ・ データチェックでエラーが表示された場合は、操作マニュアルに従いエラーコードを確認のうえ評価結果に支障が生じないよう解決を図ること。

Ⅲ 成果品

1 報告書

報告書は、発注者が指定した様式のほか、自動車騒音常時監視については次の(1)～(6)の事項について記載したA4版の報告書2部を提出すること。

(1) 調査結果の概要

自動車交通騒音の測定結果及び面的評価の結果の概要を記載した書類

(2) 騒音測定地点の基本情報

所在地、路線番号、センサ番号、市町村コード、地表面性状、測定日時、測定条件、その他必要な測定地点の情報

(3) 騒音測定結果

騒音測定地点及び背後地の等価騒音レベル、時間率騒音レベル、その他必要な騒音測定結果の情報

(4) 建物属性現地確認結果

面的評価支援システムから出力される印刷出力される建物図、及び現地確認結果を記載したチェック表等

(5) 図面

位置図、詳細図(平面図・横断図)

(6) 面的評価支援システムから出力される各種図面・報告様式

騒音暴露状況の住居等別の一括表示の印刷結果、騒音レベル等高線図、騒音レベル減衰横断図、様式1-1～3-2(各評価区間を取りまとめたもの)

2 電子データ

電子データは、次の(1)～(3)のデータを電子媒体(CD-R、又はDVD-R)に格納し提出すること。各データの名称には評価区間番号及び起点・終点を含めること。

(1) 面的評価支援システムから出力されるデータ

評価区間毎の常時監視フォーマット(様式1-1～様式3-2)、位置図、詳細図、環境GISフォーマット

(2) 面的評価支援システムデータ

面的評価支援システムデータ(MENTEKI_DATA)に格納されているファイル

(3) その他

報告書に添付した騒音測定地点の平面図・横断図、各評価区間を取りまとめた環境省常時監視フォーマット(様式1-1～3-2)

3 成果品(報告書及び電子データ)の提出期限は、令和8年12月25日とする。

令和8年度騒音振動調査位置図

